

別表(第13条—第15条関係)
公共、公益施設設置基準

開発規模		集会所		消防水利施設	幼稚園	小学校	中学校	駐車場施設		ゴミ集積施設	その他
開発面積(ha)	計画戸数(戸)	一般住宅地	集合住宅					開発・集合住宅	大規模店舗		
0.05ha 以上 0.1ha 未満				消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づく消防水利を設置すること。 消防水利の基準に基づく消防水利以外に、防火水槽(40t級)を5haに1箇所設置すること。ただし、端数が出た場合は、1箇所とする。 なお、開発区域周辺に消防水利施設がある場合は、市長と協議の上、消防水利の箇所に考慮できるものとする。	園地基準面積・Nは学級数 園舎用地 320m ² + 100m ² × (N-2) 運動場用地 400m ² + 80m ² × (N-3) 園児発生率 0.15人/戸 1学級 35人 上記基準に基づき園児数を算出し、開発面積25ha以上の場合、幼稚園用地を確保すること。 なお、25ha未満でも市長と協議により、必要な場合、上記基準に基づき幼稚園用地を確保すること。	校地基準面積・Nは学級数 15学級以下 4,850m ² + 1,050m ² × (N-1) 16~21学級 19,400m ² + 850m ² × (N-15) 22学級以上 24,650m ² + 800m ² × (N-21) 児童発生率 0.45人/戸 1学級 40人 上記基準に基づき児童数を算出し、開発面積50ha以上の場合、学校用地を確保すること。 なお、50ha未満でも市長と協議により、必要な場合、上記基準に基づき学校用地を確保すること。	校地基準面積・Nは学級数 9学級以下 6,500m ² + 1,500m ² × (N-1) 10~21学級 18,500m ² + 1,200m ² × (N-9) 22学級以上 32,900m ² + 1,100m ² × (N-21) 生徒発生率 0.22人/戸 1学級 40人 上記基準に基づき生徒数を算出し、開発面積50ha以上の場合、学校用地を確保すること。 なお、50ha未満でも市長と協議により、必要な場合、上記基準に基づき学校用地を確保すること。	一戸建住宅を目的とした開発については、1区画1ガレージ以上確保するものとする。 集合住宅を建築する場合は、原則として計画戸数以上を確保するものとする。 ただし、商業系用途地域にあっては計画戸数の1/2以上の駐車スペースを確保するものとし、併せて計画戸数分の駐輪スペースも確保するものとする。 駐車スペース 1台当たり 5.0m × 2.5m(駐車・駐輪スペースは、事業者の責任において管理を行うこと。)	関係機関と協議の上、必要台数の駐車・駐輪スペースを確保するものとする。 集合住宅を建築しようとする場合は、敷地内の道路に面した場所に集積施設を設置しなければならない。 なお、構造については、原則3方をコンクリート又はコンクリート造りで、床はコンクリート張りとし、一方に扉を設置し、また、屋根を取り付けること。 基準面積 0.20m ² /戸 (ゴミ集積施設の維持管理は、事業者の責任において行うこと。)	郵便局・警察官派出所・交通機関等 関係機関と協議	
0.1ha 以上 0.3ha 未満	4戸以上 15戸未満										
0.3ha 以上 1.0ha 未満	15戸以上 30戸未満	用地について市長と協議(敷地面積170m ² 以上確保)									
1.0ha 以上 3.0ha 未満	30戸以上 90戸未満	用地確保	算出基準 用地面積 170m ² + (計画戸数-30) × 1.12m ²								
3.0ha 以上 5.0ha 未満	90戸以上 150戸未満										
5.0ha 以上 10.0ha 未満	150戸以上 300戸未満	用地確保	算出基準 用地面積 306m ² + (計画戸数-150) × 0.56m ²								
10.0ha 以上 25.0ha 未満	300戸以上 750戸未満	用地確保 1棟又は2棟について市長と協議									
25.0ha 以上 50.0ha 未満	750戸以上 1,500戸未満	用地確保 2棟分									
50.0ha 以上	1,500戸以上	基準に応じ市長と協議	算出基準 30戸以上~50戸未満 30m ² + (計画戸数-30) 50戸以上~90戸未満 50m ² + (計画戸数-50) × 1/2 90戸以上 基準に応じ市長と協議								